

(原文はビルマ語。同英訳を和訳)

2014年2月5日

国際協力機構

理事長 田中 明彦 様

## ティラワ SEZ 開発事業に係る懸念に関する過去のレターへの返答要請

2013年10月29日付のレターに対する JICA からの返答が無かったため、私たちは二つのレターを添付して2014年1月27日付のレターを JICA へ提出しました。2012年12月に政府が灌漑用水の供給を停止したために、私たちの収入はすでに減少しています。また、フェーズ1(400ha)事業の影響を受けた地域住民への補償は十分ではありません。私たちが協議会や個別交渉、そしてレターを通じて政府役人に対してすでにこれらの問題を訴えているにもかかわらず、政府はいまだにこれらの懸念に対して適切な対応をしていません。そのため、私たちは JICA との会合を切望しました。

しかし、先の2014年2月3日に JICA ヤンゴン事務所の職員であるミヤトウザーという名前の女性が私たちに電話をかけてきました。彼女曰く、ティラワ SEZ マネージメント委員会とヤンゴン管区政府が継続的に移転地での住民の生計手段や職業訓練について対処しているため、JICA が私たちと会合を持つことはないということでした。そのような回答を受け、私たちは非常に失望しました。

2013年10月29日付の JICA へのレターに関しては、同 JICA 職員の方が仰るには、返答がない理由は JICA 東京事務所から (JICA ヤンゴン事務所への) 返答がまだ来ていないからだそうです。私たち住民は、JICA から無視されてきたと感じており、非常に残念です。したがって、2014年2月13日までに JICA が私たちの要請を承諾する、しないを問わず、書面での返答をお願いします。

ティラワ社会開発グループ

各リーダー連絡先

Cc: 外務大臣 岸田 文雄 様

JICA 異議申立審査役 各位

JICA 環境社会配慮助言委員会 各位